## 雨水浸入事象に係る原子力規制委員会からの指摘について

2018年2月14日

過去に原子力規制委員会からの指示文書に基づき、浜岡 3~5 号機の建屋における貫通部について水の浸入を防止する措置がとられているか調査をおこなった際に、雨水の浸入があった貫通部を含む 8 箇所の貫通部が対象から漏れていたこと、および作業によって開放していたハンドホールの蓋部に対して適切に養生を実施しておらず雨水が浸入したことに対して、原子力規制委員会による保安検査(注1)が実施されました。その結果、貫通部を通じた水の浸入に対する予防措置が原子炉施設保安規定(以下、保安規定という。)(注 2)を満足するものではないとの指摘を受け、本日、原子力規制委員会から保安規定違反のうち「監視」(注 3)の判定を受けました。

当社は、事象確認後速やかに貫通部の抽出に係る再調査を開始しております。現在、再調査の結果をとりまとめるとともに、本事象に係る原因調査および再発防止対策の検討を進めています。今回の原子力規制委員会の指摘を真摯に受け止め、今後も引き続き調査を確実に進め、適切な再発防止対策を講じてまいります。

再調査の結果、原因調査の結果および再発防止対策については、とりまとめ次第お知らせします。

- (注 1)保安検査とは、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が原子炉施設保安規定の遵守状況 を定期的に確認する検査のことです。
- (注 2)保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および 廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規 制委員会の認可を受ける規定です。
- (注3)保安規定違反には「違反1」「違反2」「違反3」「監視」の4つの区分があり、「監視」は、原子力安全に影響を及ぼさないが、保安規定の不履行があった場合などに該当します。

## <これまでにお知らせした内容>

■雨水浸入に係る原子力規制委員会からの指示文書に対する報告書における調査対象の抽出漏れ について

(2017年10月31日お知らせ済み)

■雨水浸入に係る原子力規制委員会からの指示文書に対する報告書における調査対象の抽出漏れ について(再調査の開始)

(2017年11月10日お知らせ済み)

以 上